

## 旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『非行少年に対する旭川家庭裁判所の取組について』

- 1 開催日時 平成22年11月24日（水）午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者（50音順・敬称略）  
地裁委員 小野剛（兼務），加藤卓，黒川伸一，桑嶋洋平，佐伯恒治，鈴木慎二郎（兼務），中村元弥，則末尚大（兼務），水口千秋  
家裁委員 小野剛（兼務），蒲田祐一，鈴木慎二郎（兼務），千葉胤久，則末尚大（兼務），藤田悦子，松倉敏郎，八重樫和裕  
事務局 福田郁生首席家裁調査官，講元秀夫家裁首席書記官，傳法谷敦子家裁調査官，甲斐裕司地裁事務局長，相原俊二家裁事務局長，稲葉嘉隆地裁総務課長，関下健二地裁総務課課長補佐

### 4 議 事

- (1) 開会の言葉
- (2) 委員交替の報告
- (3) 意見交換（本日のテーマについて）

（事務局から，以下のとおり説明等を行った。）

- ア 少年審判手続について，手続の流れを紹介したビデオを上映し，概要を説明した。
- イ 旭川家庭裁判所における教育的措置及び試験観察について説明した上，教育的措置の一環として実施している「万引き被害を考える教室」について実施例を紹介した。
- ウ 「箱庭」について，委員に体験していただいた後，説明を行い，実施例を紹介した。

委員長 家庭裁判所は、戦後に新しく発足した司法機関です。かつては「家庭に平和を、少年に希望を」という標語を掲げていたこともあります。

少年の事件処理に関しては、単に少年の処分を決定するのではなく、その少年が抱えている問題状況に見合った教育的指導を行い、立ち直りの道筋を付けてから最終的な審判を行うことがあります。

本日は、そのような、家庭裁判所の特色を御紹介しましたが、御意見等をお聞かせいただきたい。

委員 「少年友の会」という組織があるが、「少年友の会」と少年のかかわりについてお聞きしたい。

事務局 「少年友の会」の御協力をいただいて、旭川市障害者福祉センター「おびった」で、少年と「少年友の会」の先生方とが一緒になって、そこでの催し物のお手伝いをさせていただいている。また、試験観察中の少年に勉強を教えてもらったこともある。子供たちが立ち直るきっかけというのは千差万別であるが、一つ言えるであろうことは、人とのつながり、人との信頼関係を持つという気持ちが表れることであると思う。

少年を指導する際のメニューとしてボランティア活動がある。具体的には老人ホームでの活動や旭山動物園の清掃活動などがあるが、旭山動物園の清掃活動は、「少年友の会」の御協力をいただいて行っている。新しい試みであり、まだ多くは行っていないが、旭川の非行少年に対するメニューとしてこれから大きく育てていきたいと考えている。

委員 箱庭は、大変面白く見させていただいた。例えば、自分の気持ちを表したくない少年もいると思う。つまり、箱庭がどのようなものが少年に事前に分かってしまうと、箱庭で表現してしまうと自分の想いが見透かされてしまうということで、あえて箱庭をめちゃくちゃに並べて自分の気持ちが分からないようにしてしまう少年もいると思うが、そのようなことをしても、箱庭によって少年の気持ちが分かるものなのかお聞きしたい。また、

少年審判事件が終局するまでには、平均してどれくらいの期間がかかるのか。また、試験観察を行う場合に、民間人や民間施設に少年の指導を委ねる場合があるとのことであるが、道北では、このような協力者や施設はあるのか。

事務局 一般的に、試験観察になって箱庭に取りかかるまでに、少年と家裁調査官との間には、ある程度の信頼関係ができていると思われる。もし、箱庭をやりたくないという少年がいた場合には、それが今の少年の気持ちなので、無理に箱庭を行わせることは強制しない。

少年審判事件が終局するまでの期間は、事案によって異なるので、平均期間というのは一概に言えない。家裁調査官による面接調査を1回行って審判できる場合もあるし、4週間程度少年鑑別所に入った後に審判となる場合もあるし、3か月とか6か月といった試験観察期間を設けた後に審判となる場合もある。

試験観察における民間の協力については、例えば、大工さんのところに少年を預けて、そこで仕事を教わりながら社会勉強をさせる補導委託という制度がある。旭川においても、以前は、少年を自宅に引き取って指導してくださるところがあったが、現在では、通いで店の手伝いをさせてもらいながら、立ち直る機会を作るのに協力していただける委託先がある。ただし、今年は、委託をするような少年がいないので行っていない。

委員 これから、そのような協力者を増やしていこうと考えているのか。それとも、民間の負担も大きいことから、民間施設等の方からやりたいという人が出ない限りは、なかなかお願いしないという、現在はどちらのベクトルか。

事務局 協力者があればお願いしたいと考えているところである。

委員 少年は、仲間とつるんで非行に及ぶ傾向があると思う。一人がうまく立ち直っても、その後周りの少年に引っ張られるのではないかと心配である。

その辺の手当てをお聞きしたい。

事務局 共犯の少年がいるような場合、家裁調査官が学校訪問などを行って状況確認をしたりする。ただ、交友関係を切るということが、必ずしも良いかどうかは分からないことであるので、学校の先生方などとも協力しながら指導を続けることになる。

委員 家庭裁判所における少年に対する教育的な働きかけは、適切な処分を決めるための手段として行われるという面と、もう一つは、更生を図るための更生プログラムの一環として行われるという意味合いもあるかと思われるが、どちらに重心を置いているのか。また、更生プログラムの一環として考えた場合、処分後も継続的に行われる必要があるのではないかと思うが、家庭裁判所と処分後引き継がれる方々とで、どのように情報交換を行っているのか。

事務局 試験観察の場合でお話しすると、「試してみて、良かったら〇〇、悪かったら〇〇」というような試験的な意味が元々あったと思うが、それだけでは十分ではない。家庭裁判所の仕事として、少年の立ち直りの一つの筋を付けてあげるという意味がある。

引き継がれる機関との情報交換については、裁判所で資料を作成して保護観察所や少年院に送付するほか、これらの機関へ出向いて直接説明を行っている。また、少年院に収容された以降も、裁判所の職員が少年院に赴き、少年と直接面接することがある。このような中で、情報を共有している。

委員 発達障害の少年に対して特別に行っていることはあるか。また、少年の親に対して工夫していることはあるか。

事務局 前者については、発達障害のある少年の非行メカニズムの理解をいっそう深めようとしている段階にある。後者については、保護者会を行っている裁判所もある。少年非行で悩んでいる親を呼んで、家裁調査官が加わり、

少年に適切に関われるよう助言し，親を勇気づける場を提供している。旭川家庭裁判所で行っている「万引き被害を考える教室」には，少年の親にも来てもらっている。今後は，万引き以外の窃盗にも広げていって，保護者への働きかけを増やしていこうと考えている。

(4) 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」について

(事務局作成の回答案を配布)

委員長 このアンケート調査について，回答すること及び回答案の是非について委員の御意見を伺いたい。

(回答すること及び回答案の是非について特段の意見はなく，回答案のとおり回答することで合意した。)

(5) 次回開催日時等

平成23年度第1回の地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の開催日時は平成23年5月25日(水)午後1時30分，平成23年度第2回の開催日時は平成23年11月22日(火)午後1時30分とする。

次回のテーマは，「裁判所におけるDV関連事件の手続について」及び「簡易裁判所における手続案内窓口について」とする。

(6) 閉会の言葉

配 布 資 料

資料1 パンフレット「少年審判について」

資料2 平成23年1月広報テーマ本文

資料3 「非行少年に対する旭川家庭裁判所の取組について」(レジュメ)

資料4 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査ご協力のお願いと題する  
書面写し及びアンケート回答案

(配布資料添付省略)